



令和5年2月27日(月)

地域共生社会に向けた住民主体の地域づくりを
学ぶための研修会 in 沖縄

助け合いのネットワークを 広げるためにはどうすればいいか

～ 臼杵市が目指す「地域連携 と 多機関・多職種連携」のカタチ ～



【政策の動向】

地域共生社会の実現

地域包括ケアの深化

キーワードは
「社会参加」
「支援者支援」

【主なポイント】

現状と政策動向

- ・身近な変化に目を向ける

制度を活かす

- ・手段としてのツール

人と資源をつなぐ

- ・実情に応じたデザイン

未来を見据える

現状を捉える



面積 : 291.08Km²

人口 : 36,608人

世帯 : 16,992世帯

高齢化率 : 41.56%

※ 令和4年4月1日(住基ベース)

【臼杵市の特徴】

- ①市が全面的に有機農業を推進
- ②豊富な海の幸
- ③地域コミュニティの活動
- ④子育て環境の充実
- ⑤安心の医療



食文化創造都市

臼杵

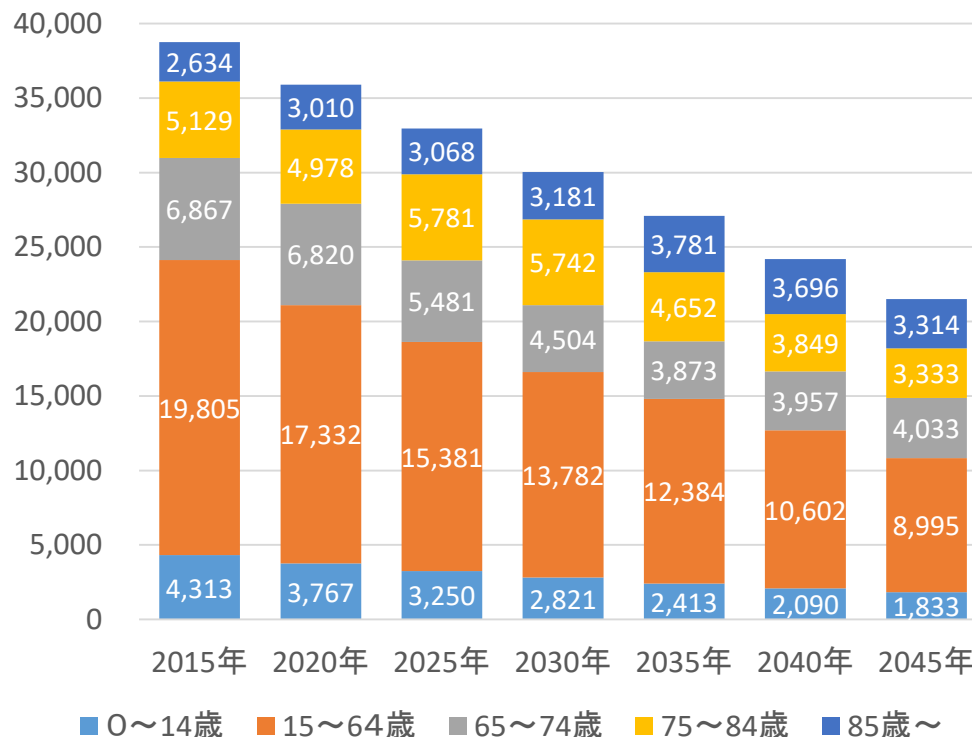
CITY OF GASTRONOMY

白杵の将来人口推計について

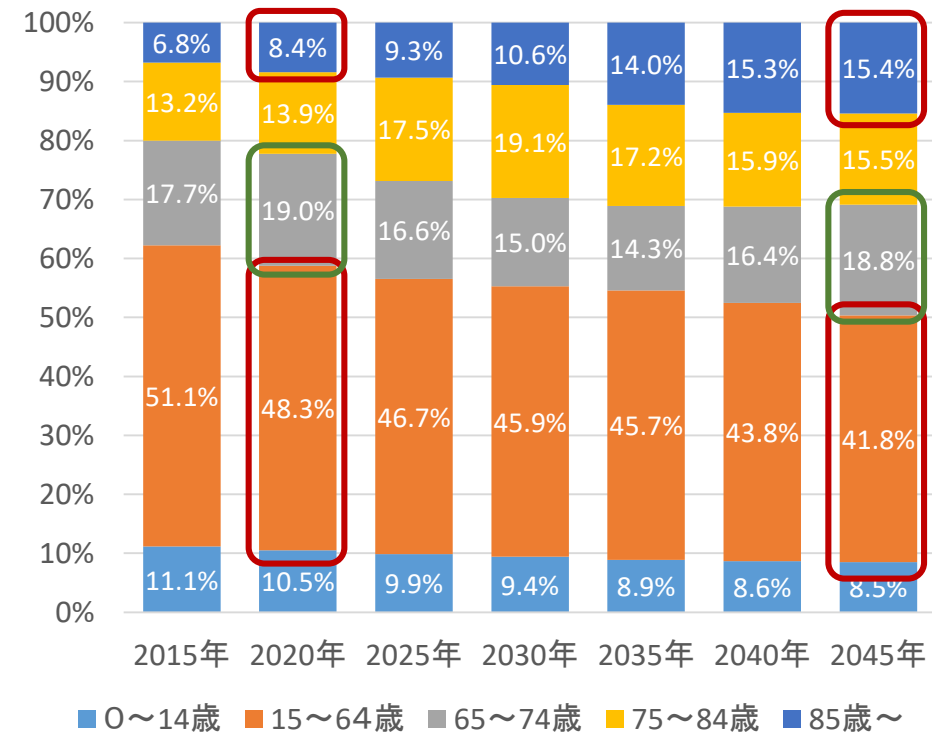
- 2025年には、第一次ベビーブーム世代（1947～1949年生）、いわゆる“団塊の世代”が後期高齢者（75歳）の年齢に達します。
- 2040年には、第二次ベビーブーム世代（1971年～1974年）が前期高齢者（65歳）に達します。
- 2025年以降、後期高齢者の急増はやや緩やかになりますが、85歳以上人口の割合は増加していきます。人口減少の課題に加え、85歳以上人口の増加と15～64歳の生産年齢人口の急減を踏まえた施策の展開が求められます。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	38,748	35,907	32,961	30,030	27,103	24,194	21,508

【世代別の人口推移】



【世代別の構成比率】



白杵市における地域支援事業の展開について（イメージ）

- 介護保険制度において、介護及び予防の給付以外は「地域支援事業」に分類される。

※ 地域支援事業～介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、地域ケア会議推進事業）、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、任意事業（介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業）

- 介護保険法の理念は「介護予防と自立支援」であり、手段として地域支援事業を利活用することで、「地域に生きがいや役割・活躍の場があり、年齢を重ねても安心感を持つことができ、生き生きと暮らせる環境づくり」を展開することが求められる。
- それぞれの事業に関わる関係者同士がつながり、人と活動、活動と活動がつながり、協働しやすい環境や取組を推進する。「人」と「場」の機能が重要であり、既存の人的資源や意見交換の場などを利活用しつつ、白杵市全体が一つのチームとして機能することを目指す。

多職種の連携による包括的な支援体制

地域のつながり等による心豊かな生活環境

在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護等の幅広い職種や機関の関係者が認識を共有し、今後の白杵市のあるべき姿に向けた協働の体制を構築し、切れ目のない支援の提供体制を整備する。



医療・介護の関係者
(Z会議)

地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に基づき、情報共有、関係者の相談支援、普及啓発、医療圏域や隣接する市町村との連携体制等の必要な取組を展開する。

地域に生きがいや
役割・活躍の場があり、
安心感を持って、
生き生きと暮らせる
環境づくり

認知症地域支援推進員

市町村とともに地域を後方支援し、地域での認知症への理解を深化させるとともに、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築する。



認知症サポーター／
チームオレンジ

認知症初期集中支援チーム

社会から孤立している状態にある人への対応も含め、複数の専門家によるチームで、適切な医療・介護サービス等に速やかに つなぐ取組を強化する。

生活支援体制整備事業

生活支援 コーディネーター

地域での生活上の課題等をキャッチし、住民が主役となった活動を支援していくことにより、地域における支えあいを推進する。

就労的活動支援 コーディネーター

社会参加に着目した就労的な活動等を支援し、高齢者を中心とした役割や活躍の場を増やしていく。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、白杵市民に必要な支援（訪問・通所型の短期集中サービス等）の体制を構築する。

介護予防サポーター

一般介護予防事業

把握、普及啓発、通いの場、評価、専門職派遣等の幅広メニューを活用することで、介護予防（自助）と生活支援（互助）といった市民の力を活かした活動展開が可能な体制を構築する。



地域ケア会議、及び協議体等による組織的なバックアップ

- 2012年より開始した臼杵市における在宅医療・介護連携推進のさらなる展開を図るため、現場からの意見を反映し、相互理解に基づく連携を広げるためのチーム「みらいとりんく」を令和3年度に設置している。
- 未曾有のコロナ禍の最中にあることから、現場の疲弊感や閉塞感を軽減しつつ、今後の事業のあり方について検討を進めていくことが重要。

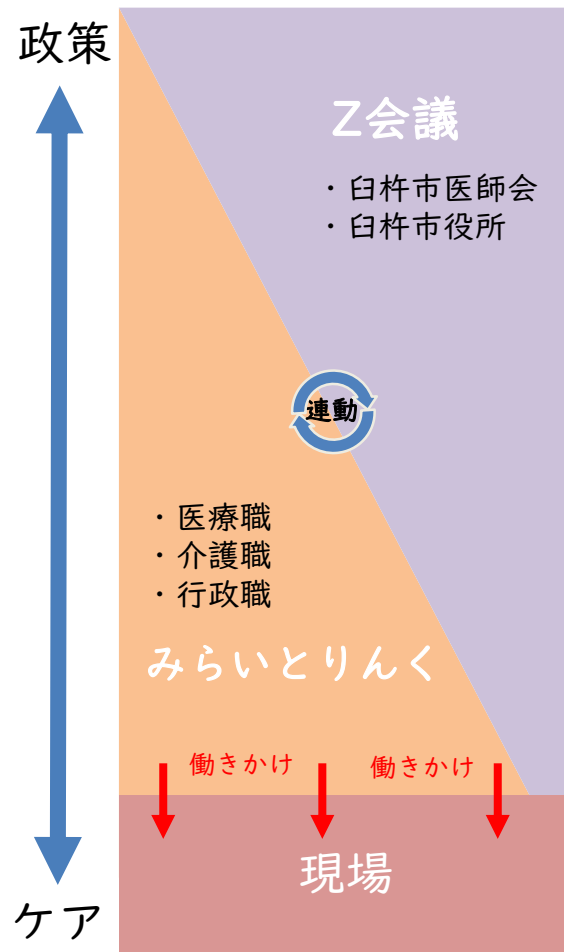
令和4年度の方向性

【臼杵市 Z 会議】

- ・ 厚生労働省より示された「4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）」に対応できる連携体制の充実を図る。
- ・ N T T データが実施するモデル事業に参画することにより、体制整備を進めていく。

【みらいとりんく】

- ・ 参加メンバーの拡張を図るとともに、在宅医療・介護連携の現状と課題を正確に捉えながら解決を図っていく。
- ・ 課題の把握にあたっては「4つの場面」についても検討しながら、現場の負担感軽減を目指し、「楽」をテーマとした効率性を高め、達成感や充実感を持って業務継続が可能な方策についての検討を進める。



地域支援事業を活用した介護予防について（イメージ）

リハビリテーション専門職の指導を受けながら、
集中的に生活機能向上のためのトレーニングを
行うことで、改善・維持が見込まれる方

＜生活行為の改善を目的とした＞ 介護予防ケアマネジメント

本人の「したい・できるようになりたい」
を大切にした介護予防ケアマネジメント

連動

訪問型短期集中予防サービス
評価（初回・最終）

家庭内の状況及び本人の身体状況から、
生活課題を明らかにする。

訪問型短期集中予防サービス 3か月間
※最大6か月間

訪問型サービスの初回評価で明らかになっ
た課題及び利用者の目標達成に向けた
トレーニングを行う。

訪問＋通所（一体的に）

カンファレンスの実施や
地域ケア会議の活用など

- 健康意識の向上
- 身体機能・生活行為の改善
- 生きがいや活躍の場づくり
...等



事業への参加が終わったら、
生き生きとした暮らしが「リ
スタート（再開）」

それぞれの思いや状態像に応じた
地域参加のカタチ

余暇活動、スポーツ教室 等

地域の就労的活動、仕事 等

地域の通いの場 等

その他の介護保険サービス 等

地域活動やボランティア活動 等

認知症サポーター／チームオレンジ

介護予防サポーター

※「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、
買い物、趣味活動等の行為。

※ 状態が悪化すれば、再度、短期集中予防サービスを利用する
ことも可能

公益財団法人さわやか福祉財団 堀田力会長の

講演資料「全ての人が生き生きと暮らせるまちに」より抜粋

(令和4年11月17日 第4回地域共生サミット in つるが パネルディスカッション)

行政の現状回復義務

= 企業中心の社会を構築し、

人間本来の助け合い社会を壊したのは行政の責任だから

- 壊れた助け合い（地域コミュニティ）を復活する作業には システムティックな働きかけ をしなければならない
- それをするには、柔軟な知恵と大変なエネルギーが必要なところ住民にはそれだけの余裕がない
- そのために、地域コミュニティが復活して住民が自然に助け合うまで、行政が後方支援するほかない

臼杵市地域力創生課について

- 臼杵市における「地域力創生」とは、人口減少社会においても、地域の様々な人が協力し合い、「地域力（地域における人材を含む社会・経済・環境等の身近な課題を解決していく力）」を活性化していくことを指しています。
- 市内303自治会が構成団体の中核を担っている「地域振興協議会」が、旧小学校区18エリア全てに設置されていることは、臼杵市の大きな特徴の一つであり、市民の生活基盤にとって大きな強みとなっています。
- 令和4年4月に新設された地域力創生課では、「人口が縮小しても、日々の暮らしが心豊かで充実した地域づくり」が実現できるよう、地域振興協議会や自治会による活動が円滑に進められるよう後方支援することにより、臼杵市民の参画と協働を推進していきます。

地域（臼杵市という生活基盤）

臼杵市地域力創生課

定住促進グループ

- ・ 空き家・空地の活用支援により、移住や定住を促進し、地域全体の環境を活性化
- ・ 臼杵市の魅力発信等により、交流・関係人口を増やし、地域を活性化する

地域共生グループ

- ・ 地域における各種活動の補助や拠点等に関する支援により、さらなる活性化を図る
- ・ 臼杵市での生活を構成する関係者をつなぎ合わせ、安心して暮らせる支援環境を構築する

連動

多機関・多職種連携

庁内の関係各課

- ・ 分野ごとの施策や事業等を展開

多機関・多職種の支援関係者

- ・ 分野ごとの相談支援やサービス提供を行う

多様な取組を
つなぎ
掛け合わせ
よりよい地域づくり



地域連携

【地域振興協議会】

- 少子高齢化、人口減少の対策の一つとして、地域活動の中心を担っていく組織として、旧小学校区ごとに設置
- 「支えあうネットワークが働く、協生の社会づくり」を目指し、様々な活動団体等の 集合体として機能

【自治会】

- 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- 日常生活レベルにおいて住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担う

【その他の地域活動や任意団体…等】

- 地縁や趣味などのつながりを起点とした各種の集いやサークル等の活動を実施

白杵市民を取り巻く生活環境の変化と対応策について

- 日本全体の人口減少を含め、社会全体が大きく変化していますが、日々の生活の中では実感しにくく、知らず知らずのうちに私たちの暮らしにも様々な影響が表れてきています。
- 様々な選択肢が増えている一方で、個人が抱えるリスクが多様化、複雑化しており、これまで通りの公的な制度やサービスの充実だけでは、生活する上での課題が解決しにくくなっています。
- 多様な関係者が協力し、工夫する「**参画と協働**」を推し進めることが、地域を活性化し、持続的に発展させていきます。

社会全体の変化

- ・ 平均寿命の延伸
- ・ 長期にわたる経済の低迷
- ・ 雇用慣行や労働環境の変化
- ・ 少子高齢化の進展
- ・ 共同体機能（血縁、地縁、社縁）
- ・ 人生観や生活様式の変化
- ・ 対面での交流機会の減少
- ・ 成人年齢の引き下げ …等

リスクの多様化

- ・ ライフイベント（就労、進学、恋愛、結婚、出産、離別等）に伴う想定外の環境変化
- ・ いじめ、差別、虐待、病気、障がい、生活困窮、社会的孤立、災害、事故、感染症、加齢による衰え、家族の介護といった個別性が高く、非定型の課題
- ・ 様々な生きづらさや既存制度への適合しにくさ …等

身近な課題の変化

- ・ 全産業における労働者不足
- ・ 多様で複雑化した課題の顕在化（ヤングケアラー、ワンオペ育児、就職氷河期、望まない孤独や孤立…）
- ・ 気にかかけ、支えあう意識の減退
- ・ 地域の人材不足
- ・ 将来への不安感
- ・ 生活における課題の複雑化 …等

健康的に暮らし、無理なく参画し、協働できる「市民が主役のまちづくり」（地域力創生）

【**支える力**を高めていく】

- ・ どこに相談しても、適切な支援につながる分野横断的な連携体制
- ・ 協働できる相手を増やし、多様な参画と協働の機会を増やす
- ・ つながりを通じた人材確保

多機関・多職種で地域を支える

多機関・多職種連携

白杵の将来を見据えた
参画と協働の
まちづくり

コミュニティで地域を守る

【**守る力**を高めていく】

- ・ 暮らしやすく、魅力的な地域づくりと情報の発信
- ・ 移住者の増加による活性化と多様な人々の活躍の場づくり
- ・ つながりを通じた人材育成

地域連携

「うすきプラットフォーム」を起点とした多機関・多職種連携の強化について

日頃の「気づき」が多様な経路から相談につながり、分野や立場を超えて関係者全体が「一つのチーム」として機能し、人口減少が進んでも「安心して、心豊かに暮らせる白杵市」を目指す。

多様な相談経路から生活上の課題をキャッチアップ (日常生活、日頃の交流、出前講座…等)

本人、家族

各種団体

地域住民（住民活動）

民生・児童委員

医療機関

事業者・支援機関

支援に困難さを抱える事例

連携

各分野ごとに中核を担う相談支援機関

【子ども子育て分野】
ちあぽーと

【困窮者支援分野】
白杵市社協

【高齢分野】
地域包括支援センター

【障がい分野】
白杵市福祉課

分野間の調整に困難さを抱える事例

連携

うすきプラットフォーム

円滑な多機関・多職種協働を目指す会議体

- ・白杵市福祉課
- ・白杵市高齢者支援課
- ・白杵市子ども子育て課
- ・白杵市保険健康課
- ・白杵市市民課
- ・その他の関係各課
- ・白杵市医師会
- ・地域包括支援センター
- ・白杵市社会福祉協議会
- ・市民後見センター
- ・ハローワーク
- ・社会福祉法人
- ・若者支援団体
- ・グリーンコープ
- ・ワーカーズコープ
- ・その他支援関係機関
- …等

※ 分野を超え、どこに相談しても、適切な支援につながっていく体制づくりを目指し、課題共有、事例検討、ネットワーク強化、デジタル化、支援関係者の拡張等を推進する

全体に共通する目的意識

- ・生活上の課題の把握
- ・健康の増進
- ・社会参加の推進
- ・リスクへの備え（予防）
- ※ 災害、疾病、介護…
- ・人材の育成、確保
- ・複合的な課題の解決
- ・伴走できる支援体制
- ・地域の持続可能性 等

現状と課題の共有／参画と協働／フィードバック／政策形成

変化していく地域を支えるための多職種・多機関での「参画と協働」のさらなる強化

- 人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の急減は避けられず、社会や価値観等の変化に伴って個人や世帯が抱えやすくなっている複合化・複雑化した課題への支援ニーズに対応し続けるための体制整備が急務と言える。
- 世代や属性ごとに整えられてきた制度を延伸していくことには限界があり、これまで以上に多機関・多職種の協働体制を強化することで持続可能な支援体制の構築を目指していく。
- 専門分野や職種等の立場を超え、臼杵市の現状を捉えて将来を見据えながら、一緒に考えていくプロセスを共有（参画と協働）でできるプラットフォームを形成する。

多機関・多職種連携のイメージ

個人や世帯を取り巻く
環境に働きかけるための
分野横断的な協働体制



求められる連携	取組の方向性
地域課題の共有	各分野が抱えている課題や活用できる資源等について、 <u>分野横断的に把握</u> する。また、把握した情報を地域や団体等にフィードバックしていく。（ <u>人材の育成と確保</u> 、 <u>地域への働きかけ</u> ）
事例検討の実施	<u>複合化・複雑化した課題</u> についての事例を検討し、個人や世帯を支えていくためのスキルアップに取り組む。
支援機関のネットワーク化（関係性の構築）	<u>どこに相談があっても必要な支援につながる体制</u> を目指すとともに、支援者支援を重視し、分野横断的な支援の展開を目指す。（ <u>支援者の負担軽減</u> 、 <u>災害等への備え</u> ）
<u>デジタル化</u> に向けた取組	専門職の人材不足を補うため、効率的な支援を提供するためのデジタル化を推進する。（ <u>メールやSNS等の活用</u> 、 <u>対外的なプロモーション</u> ）
支援関係者の <u>拡張</u> （情報共有・発信の効率化）	地域住民や民間企業など支援関係者を増やしていけるようアプローチの方策検討や情報等のフィードバック等を展開していく。（ <u>チームビルディング</u> 、 <u>政策形成の効率化</u> ）

令和4年度 うすきプラットフォームの年間スケジュール案について

- 本プラットフォームは、分野を超えた多機関・多職種の支援関係者が集い、臼杵市の課題を共有しながら、方向性をともにし、さらなる円滑な関係づくりを目指して開催いたします。
- また、このプラットフォームで共有した情報については、後日、臼杵市社協のホームページにて概要や資料等を共有いたしますので、参加者は所属する機関等での内部共有をお願いいたします。



【臼杵市社協ホームページ】

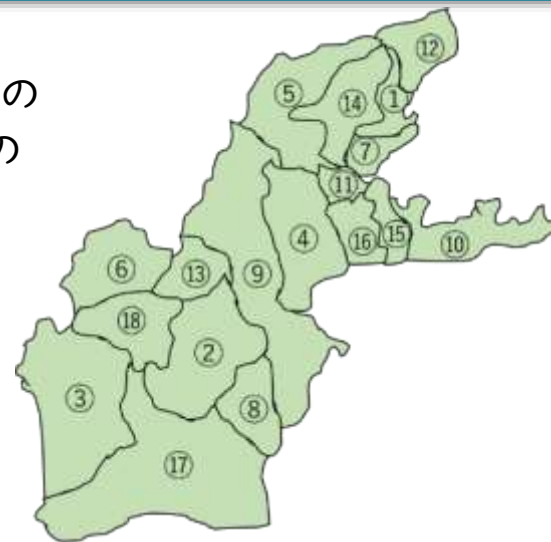
日時	内容（案）
令和4年4月19日（火）15時～	・趣旨説明「臼杵市の現状とこれからの多職種・多機関協働のカたち」 ・参加者による自己紹介 ・年間スケジュール（案）について
令和4年5月17日（火）15時～	・情報交換（それぞれの取組等を共有） ・「ヤングケアラー」をテーマにした協議（現状の共有と協働できる支援体制について）
令和4年6月21日（火）15時～	・情報交換 ・「地域コミュニティ」をテーマにした協議
令和4年7月19日（火）15時～	・情報交換 ・事例検討会：複雑化・複合化した課題への対応
令和4年8月16日（火）15時～	・情報交換 ・「障がい(児)者を取り巻く環境」をテーマにした協議
令和4年9月20日（火）15時～	・情報交換 ・「高齢者を取り巻く環境」をテーマにした協議
令和4年10月18日（火）15時～	・情報交換 ・「医療とヘルスアップ」をテーマにした協議
令和4年11月15日（火）15時～	・情報交換 ・「若者サポートと困窮者施策」をテーマにした協議
令和4年12月20日（火）15時～	・情報交換 ・「消費者被害と成年後見」をテーマにした協議
令和5年1月17日（火）15時～	・情報交換 ・「子ども・子育て支援」をテーマにした協議
令和5年2月21日（火）15時～	・情報交換 ・「孤独・孤立対策」をテーマにした協議
令和5年3月22日（水）15時～	・情報交換 ・次年度のスケジュール（案）について検討（現状の課題共有）

「地域振興協議会」の設置状況と支援体制について

地域振興協議会の設置状況

	協議会の名称	校区	認定時期
①	下ノ江地区ふれあい協議会	下ノ江	平成21年10月
②	田野地区振興協議会	田野	平成21年10月
③	寺子屋ん会	南野津	平成22年 4月
④	振興協議会 たていし	下南	平成22年 7月
⑤	上北地区地域振興協議会	上北	平成22年10月
⑥	戸上地区振興協議会	戸上	平成23年 3月
⑦	あまべ振興協議会	海辺	平成23年 4月
⑧	西神野地域活性化推進協議会	西神野	平成23年 4月
⑨	南津留地区地域振興協議会	南津留	平成24年 2月
⑩	上浦・深江振興協議会	上浦・深江	平成25年 5月
⑪	市浜地区振興協議会	市浜	平成26年 3月
⑫	さしう地区振興協議会	佐志生	平成27年 3月
⑬	都松地区振興協議会	都松	平成27年 3月
⑭	下北地区振興協議会	下北	平成27年 9月
⑮	中央地区振興協議会	白杵・福良	平成27年10月
⑯	南部地区振興協議会	白杵・福良	平成30年10月
⑰	川登地区振興協議会	川登	平成31年 3月
⑱	野津地区振興協議会	野津	令和2年9月

旧小学校区単位の
18エリアすべての
地域に設置



地域振興協議会への支援体制（イメージ）



「地域振興協議会」を通じた地域コミュニティの活性化について

地域には、様々な活動団体があり、これらを一つの組織と捉えたものが「地域振興協議会」です。

地域内の団体が世代や立場等の枠を超えて連携することで、それぞれの活動がさらに活性化するとともに、地域住民の顔が見える関係を築くことにより、**地域の一体感**や**日常生活での安心感**を作りあげることが目的としています。

この協議会の設置は市が強制するものではなく、協議会の名称や活動内容などは、地域の特性にあった形で自由に決めてもらっています。

少子高齢化が進み、人口が減っても、地域の住民が参加し、協働することによって、より長く活動を続けていくことが可能になると考え、臼杵市はそれぞれの地域の活動を支援しています。

活動のテーマ

地域福祉

見守り・声かけ
ミニデイ・サロン
安心生活お守りキット
なるほど認知症講座
黄色い旗運動 など



健康増進

健康教室
スポーツ大会
地区体育大会
地域スポーツクラブ
料理教室 など



子育て

三世交代交流
あいさつ運動
登校指導
放課後児童クラブ
学校行事 など



防災活動

避難訓練
防災訓練
防災士活動
消防団活動
防災パトロール など



文化活動

生涯学習
地域の歴史学習
伝統芸能の伝承
文化祭
音楽祭 など



その他

イベント
環境美化活動
フリーマーケット
直販所の運営
地域の人材発掘 など



色んな人に出番がありそれぞれの持ち味を発揮し、
連携・協力し合って地域ごとの課題に取り組み、住みよい地域づくり

地域内の活動主体

自治会（区長会）

民生児童委員

福祉委員・健康づくり推進員

認知症サポーター

食生活改善推進協議会

ほっと生き生きサポーター

体育協会・体育指導員

スポーツクラブ

学校・PTA・子ども会

青少年健全育成会

婦人会・女性部

青年部

消防団

自主防災会・防災士

防犯協会

交通安全協会

伝統芸能保存会

生涯学習活動団体

老人会／老人クラブ

さまざまな分野の達人たち

その他、地域内の団体や個人

地域振興協議会

※活動のテーマや活動主体はあくまで一例です

【地域コミュニティ事業助成金】

地域振興協議会が行う地域活動に対して助成し、新たな活動のきっかけづくりや、さらなる取組の推進を図ります。助成の対象となる内容には、**地域住民を対象**に行う事業（継続事業も含む）に対する補助や、**地域外との交流**や**自主財源**などを生み出す先進的な事業に対する補助等があります。地域活動は自主財源で行うことが原則であることから、人件費や食糧費などは対象外となります。

- 臼杵市の地域振興協議会は、概ね統廃合前の小学校区を基準に市内18地区で設置されています。
- 人口減少に伴い、市内の地域全体が結束した「一つのチーム」として地域を超えた協力体制等が求められることから、年2回の臼杵市地域振興懇談会を開催するとともに、平成17年の市町村合併前の旧エリアである「臼杵地区」「野津地区」のブロックごとに連絡会議を設け、関係機関や地域間での情報交換等を通して、さらなる関係性の強化を図ります。
- ブロック連絡会議の開催に関しては、臼杵市地域力創生課が準備等の支援を行いますが、それぞれのブロックの特色を活かしつつ、各地域振興協議会が主体となった運営を目指します。

臼杵市地域振興協議会

地域振興懇談会（全体会）

臼杵ブロック連絡会（11地区）

中央地区振興協議会

南部地区振興協議会

市浜地区振興協議会

振興協議会 たていし

上浦・深江振興協議会

あまべ振興協議会

さしう地区振興協議会

下ノ江地区ふれあい協議会

下北地区振興協議会

上北地区地域振興協議会

南津留地区地域振興協議会

野津ブロック連絡会（7地区）

野津地区振興協議会

都松地区振興協議会

田野地区振興協議会

西神野地域活性化推進協議会

川登地区振興協議会

寺子屋ん会

戸上地区振興協議会

※ 行政区順、ブロック連絡会の名称は仮案

臼杵市の未来を支え、磨きをかけて次世代に受け渡す「地域力創生」について

- 臼杵市における「地域力創生」とは、人口減少社会においても、地域の様々な人が協力し合い、「地域力（地域における人材を含む社会・経済・環境等の身近な課題を解決していく力）」を活性化することを指し、「心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市」であり続けることを目指しています。
- 生活基盤である臼杵市でともに暮らす市民が、多様性を認め、受け入れ、それぞれの人が力を発揮できる地域共生のまちづくりに取り組むことは、幸せや心の豊かさを実感できる生活の基盤を強固にし、暮らしを取り巻く様々な社会・経済活動の基盤の持続的発展にもつながります。
- 風土や文化の継承、災害時への備え、温かい心といった「将来を担う子どもたちに胸を張って継承できる臼杵市」を残していくために、臼杵市での暮らしを構成する多様な主体が目指す方向性を共有し、参画と協働を重視することにより、行政、医療・保健・介護・福祉、教育、環境、経済等を包含したライフステージを通じて切れ目のない、未来に希望が感じられ、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

【臼杵市まちづくり基本条例（自治基本条例）の前文より抜粋】

「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引継ぎ、発展させていくことをめざします。



乳幼児期・学童期・青年期・中年期・壮年期・高齢期を通じ、切れ目なく安心できる生活環境の整備

附則

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、高度な仏教文化が花開きました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流により、異国情緒の漂う城下町として栄え、キリシタンに関する史跡など歴史的遺産を遺しています。さらに、藩政時代(近世)の堅実な藩風は、町並みや人情に今も引き継がれています。

不断の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんに象徴されるように、どんな困難でも知恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような先人が守り育てた自然や歴史文化のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、臼杵市(以下「本市」という。)におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民参画その他まちづくりの基本となる事項を定めることにより、「市民が主役のまちづくり」を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)

2 この条例において「行政」とは、市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会その他本市の執行機関をいう。

3 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

4 この条例において「協働」とは、市民、議会及び行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。

5 この条例において「地域コミュニティ」とは、市民一人ひとりがつながりを育み、お互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に構成する多様な団体及び組織をいう。

(基本理念)

第3条 本市は、市民が幸せを実感できるまちの実現をめざすために、「市民が主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念とする。

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

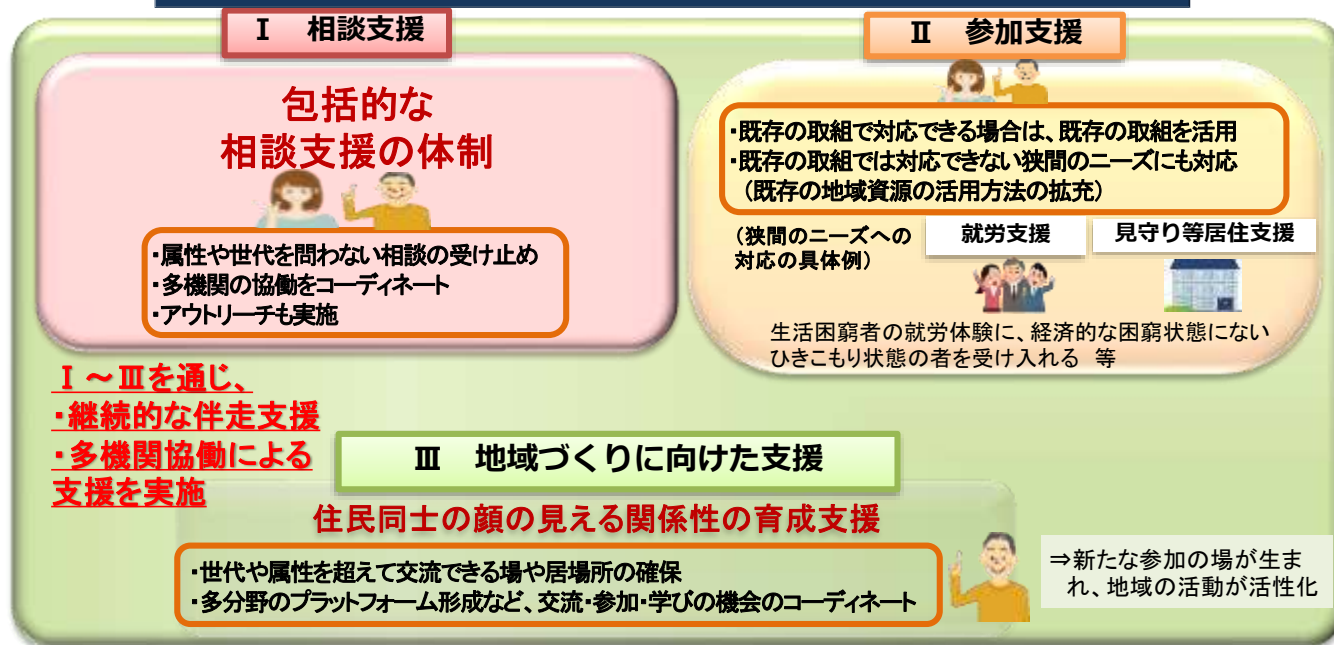
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

重層的支援体制整備事業（令和3年4月1日施行）



大切にしたいポイント

既存の資源をフル活用

- 新しい取り組みではなく、再編成
- 既存のネットワークや活動等をつなぐ
(人・もの・お金・情報…等)
- 既存の活動等を応援する

連携を強化する

- 前提としての相互理解
- 多様な相談経路の拡大 (早期キャッチアップ)
- 役割分担の前に、役割の共有
- 資源を共有できるよう弾力化を図る
- 協議するプロセスを重視する
- 備えとしての近隣市、県との連携

目的と手段が入れ替わらない

- 時々立ち止まり、現状を振り返る
- 単年度での成果を求めすぎない

ツールとしての制度の利活用

- 地域実情に合わせたデザイン
- 災害・感染症対策にも有効
- 柔軟かつ創意工夫を生かした展開
- そのための地域アセスメント

必要性を共有する

- 社会全体の変化
- 人口動態
(現役世代の減少)
- 関係者全体の意識変容
- 将来を見据え、現状を捉え、共有する
 - ・孤立という背景因子
 - ・縦割りの存在
 - ・県内の状況
 - ・わがまちの行く末

